

見 積 競 争 の 公 告

国立大学法人筑波大学において、次のとおり見積競争を実施します。

1. 見積競争に付する事項

- (1) 件 名 ナノボディ抗体作成・精製・クローニング精製業務
- (2) 業 務 内 容 仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 限 令和7年12月26日
- (4) 履 行 場 所 仕様書のとおり

2. 仕様書等関係書類交付場所

仕様書等関係書類は、本公告に添付するので、ダウンロードすること。

(仕様書について確認したい事項がある場合は3に記載の担当まで連絡すること)

3. 見積書の提出場所等

- (1) 場 所 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学国際統合睡眠医科学研究機構
- (2) 連 絡 先 (担当) 財務部契約課 (国際統合睡眠医科学研究機構担当)
電話番号 029-853-3032
- (3) 見積書提出期限 令和7年8月4日 10時00分
見積競争結果については、電話等により行う。

4. 見積の方法

- (1) 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準を熟知し、仕様書及び契約条項を承諾のうえ、見積るものとする。
- (2) 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で見積るものとする。

5. 見積競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程(以下「規程」という。)第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和7年度に関東・甲信越地域「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。当該資格を有しない者であって、過去1年以内に本学との取引実績を有する者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6. 契約書の作成等

契約の締結に当たっては、請書を作成する。(契約保証金は免除)

7. 契約の方式

- (1) 最低価格の見積書を提出した者及び次順位者を契約予定者として、価格交渉を行う。
- (2) 契約予定者との価格交渉により、本学の希望価格の範囲内において最低価格を提示した契約予定者を契約の相手方とし、契約金額を決定する。

以 上

令和7年7月28日

国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 氷見谷 直紀

見積書提出の注意事項

- 1 見積書提出期限 令和7年8月4日10時00分
(郵便(書留郵便に限る。))又は宅配便(以下、「郵送等」という。)で
発送する場合には提出期限までに必着のこと)
提出場所 〒305-8577
茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学国際統合睡眠医科学研究機構 会計担当
電話番号: 029-853-3032
- 2 見積書作成の注意
 - (1) 見積金額は算用数字を用いて明確に記入すること。
 - (2) 住所氏名を記入し押印すること。
 - (3) 日付を必ず記入すること。
- 3 上記注意事項に適合しない見積書は無効とすることがある。
- 4 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 5 いったん提出された見積書は引換え、変更、取消しをすることができない。
- 6 この契約に必要な細目は、以下によるものとする。
 - ・ 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>
 - ・ 役務提供契約基準
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

仕 様 書

1. 件名 ナノボディ抗体作成・精製・クローニング精製業務

2. 背景及び目的

本学が指定するペプチド抗原に対して特異性および親和性の高いナノボディ(VHH抗体)を獲得することを目的として、効率的なライブラリ構築およびスクリーニングを実施する。

3. 業務内容等

(1)抗原提示 本学が指定する以下の抗原を十分な量と特定の条件で提供し、対象効果を高めるための適切なタグ(His タグ、Biotin タグ等)を付与する。

・アミノ酸配列

IVRAGRRRRGGRRGGRRGGRRSARKSVRRGGRRGGRRRGRRGRGGARRRTSVKRRSG
KGNKA

・精製方法 化学合成

・修飾 BSA, KLH, biotin

・必要量 それぞれ 5mg

・精製度 >95%、エンドトキシン<1000EU/mg

(2)効率的なライブラリ構築 ラマ等のラクダ種に複数回の免疫を行い、PBMC より高品質な VHH ライブラリ(多構成性 $>10^9$)を構築する。

(3)高効率なファージディスプレイスクリーニング 構築した VHH ライブラリに対して、固直化した抗原(例:Biotin 化抗原)を用い、複数ラウンドのスクリーニングを実施し、特異性の高いナノボディを選択する。バックグラウンド減少技術を組み込む。

(4)子クローン ELISA 検定および配列解析 防げられた陰性クローンを ELISA により抗原結合能を評価し、最大 96 クローンに対して配列解析を実施する。異なるグループに基づく複数の VHH を同定する。

(5) 択抜クローンの発現、製稿、精製(必要に応じて) 選定された複数のナノボディについて、大腸菌等のもとで発現、製稿、精製を行い、SDS-PAGE や液体クロマトグラフを用いた品質検証を行った上で給付する(相対量の目安: 0.5-2 mg/種)。

(6) Western blot や FACS、IHC、免疫沈没などの実験実施性検証を行うこと。

(7) 中間報告および成果の給付 業務中の進捗を適時報告するとともに、抗体配列情報、検証レポート、精製物などを給付すること。

4. 履行期限 令和7年12月26日

5. 納入場所 国立大学法人 筑波大学 国際統合睡眠医科学研究機構 306室

6. 報告及び確認

業務終了後、成果物(抗体配列、検証レポート等)の給付をもって、本学担当者の確認を受けた時点で業務完了とみなす。

7. 支払い

検収後、適法な請求書を受理した日から起算し40日以内に支払うものとする。

8. その他

(1) 本業務により得られた抗体配列情報(塑基配列およびアミノ酸配列)の知的財産権及び利用権はすべて研究代表者に属するものとする。受託者は、これらの情報を第三者に提供、開示、または商業利用してはならない。

(2) この契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

(3) 業務の実施にあたっては、事前に本学職員と打合せを行い、詳細については本学職員の指示に従うものとする。